

保 育 支 援 課

係	分掌事務
計画係	(1) 民間保育所等の運営指導及び補助金に関すること。 (2) 特別保育事業に関すること。 (3) 幼保連携型認定こども園に関すること。 (4) 幼児教育・保育の無償化に関すること。 (5) 保育所等関係諸団体に関すること。 (6) 小学校就学前の子どもに対する保育に係る方針に関すること。
管理係	(1) 保育指導に関すること。 (2) 保育所予算に関すること。 (3) 保育所職員の人事、研修等に関すること。 (4) 保育所に係る会計年度任用職員の任用等に関すること。 (5) 給食指導に関すること。 (6) 調理指導に関すること。 (7) 保育所における保健衛生指導に関すること。 (8) 児童の健康管理及び安全対策に関すること。 (9) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。 (10) 全国市長会学校災害賠償保険に関すること。 (11) 障害児保育に関すること。 (12) 保育所の整備協議及び施設の維持管理に関すること。 (13) 保育所等関係諸団体に関すること。 (14) 小学校就学前の子どもに対する保育に係る方針に関すること。
保育支援係	(1) 保育所等における保育の実施に関すること。 (2) 教育・保育給付認定（保育認定子どもに係るものに限る。）に関すること。 (3) 保育料に関すること。 (4) 民間保育所等の運営費及び施設型給付費に関すること。 (5) 幼児教育・保育の無償化に関すること。 (6) 保育所等関係諸団体に関すること。 (7) 小学校就学前の子どもに対する保育に係る方針に関すること。

区 分	1 保育所等への入所	所管係	保育支援係
-----	------------	-----	-------

制 度 の 概 要

保育所等（保育所、認定こども園（2号・3号認定分）、家庭的保育事業所、小規模保育事業所）への入所は、小学校就学前子ども（以下「児童」とする。）の保護者等のいずれもが次の各号のいずれかに該当することにより、当該児童を保育することができないと認められる場合に行うものとする。

- ① 1日4時間以上かつ月60時間以上就労していること。
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- ④ 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- ⑥ 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- ⑦ 学校教育法に規定する学校等に在学していること、又は職業能力開発促進法に規定する職業訓練等を受けていること。
- ⑧ 児童虐待を行っている若しくは再び行われるおそれがあると認められること、又は配偶者からの暴力により児童の保育を行うことが困難であると認められること。
- ⑨ 育児休業等をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の児童が、保育所等を利用しており、当該育児休業の間に保育所等を引き続き利用することが必要であると認められること。
- ⑩ 前各号に掲げるもののほか、それらに類するものとして市長が認める事由であること。

入所の決定は、保護者の申込みに基づき、保育を必要とする要件が高いと判断される児童から行っている。令和6年4月1日現在の保育所・認定こども園の施設数及び入所定員は、公立7か所940人、民間19か所3,080人、合計26か所4,020人である。

民間保育所等の財源の負担割合

子どものための 教育・保育給付費 (国の基準) A	国 基 準 の 保 育 料 B		
	A - B	国 庫 負 担	1/2
		府 負 担	1/4
		市 負 担	1/4

根 拠 法 令 等

- ◇ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- ◇ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
- ◇ 宇治市保育所条例（昭和28年宇治市条例第8号）
- ◇ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する規則（平成27年宇治市規則第19号）

制 度 の 現 況

就学前児童数の推移

(各年 4 月 1 日現在) (単位：人)

年 齢 \ 年 度	2	3	4	5	6
0 歳	1,064	1,090	1,093	1,013	993
1 歳	1,230	1,118	1,131	1,143	1,039
2 歳	1,300	1,242	1,134	1,156	1,148
3 歳	1,309	1,315	1,270	1,161	1,165
4 歳	1,417	1,327	1,320	1,283	1,172
5 歳	1,472	1,416	1,324	1,323	1,288
合 計	7,792	7,508	7,272	7,079	6,805

定員及び入所児童数の推移

(各年 4 月 1 日現在)

区 分 \ 年 度		2	3	4	5	6
定 員 (人)	公 立	940	940	940	940	940
	民 間	3,020	3,020	3,030	3,060	3,080
	計 A	3,960	3,960	3,970	4,000	4,020
入所児童数 (人) B		3,859	3,783	3,766	3,782	3,758
充足率 (%) B/A×100		97.4	95.5	94.9	94.6	93.5

保育所・認定こども園施設の現況 (令和 7 年 7 月現在) 別 掲

区 分

2 民間保育所等に対する助成

所管係

計画係

制 度 の 概 要

社会福祉法人に対する助成に関する条例及び同施行規則に基づき、社会福祉法人が経営する保育所等の運営、施設整備及び特別保育事業に対し、補助金を交付している。主なものは次のとおりである。

(1) 運営費に対する補助

補助金の種類

① 人件費補助金

- ア 処遇改善補助金 イ 乳児対策補助金 ウ 保育士加配補助金
エ 時間短縮対策補助金 オ 長時間保育補助金

② 給食日数増補助金

⑨ 長時間保育運営補助金

③ 光熱水費補助金

⑩ 産休明け保育調理師雇用補助金

④ 傷害保険補助金

⑪ 日本スポーツ振興センター災害共済給付契約補助金

⑤ 保育料徴収補助金

⑫ 衛生費補助金

⑥ 保育士研修補助金

⑬ 修繕費補助金

⑦ 被保護家庭児童委託補助金

⑭ 副食費徴収免除補助金

⑧ 園医手当補助金

⑮ おむつ処分費補助金

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市保育所等運営補助金交付要綱（昭和 47 年宇治市告示第 18 号）

制 度 の 現 況

補助金交付の状況

（各年度決算による）

年 度	2	3	4	5	6
金 額（円）	424,482,813	422,407,067	427,314,345	450,803,226	498,742,898

(2) 施設整備費に対する補助

① 交付の対象

- ア 次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱により交付を受ける民間保育所の設置者及び市長が特に必要であると認める者
イ 平成 21 年度から平成 27 年度にあっては、京都府子育て支援特別対策事業費補助金（京都府こども未来基金）により交付を受ける民間保育所の設置者及び市長が特に必要であると認める者
ウ 平成 28 年度から令和元年度にあっては、保育所等整備交付金又は保育対策総合支援事業費補助金により交付を受ける民間保育所・民間認定こども園の設置者及び市長が特に必要であると認める者
エ 令和 2 年度から令和 4 年度にあっては、保育所等整備交付金、認定こども園施設整備交付金又は保育対策総合支援事業費補助金により交付を受ける民間保育所・民間認定こども園の設置者及び市長が特に必要であると認める者
オ 令和 5 年度からは、就学前教育・保育施設整備交付金又は保育対策総合支援事業費補助金により交付を受ける民間保育所・民間認定こども園の設置者及び市長が特に必要であると認める者

② 交付額

交付基本額に 4 分の 3 を乗じて得た額及び別に市長が定める額

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市保育所等施設整備補助金交付要項

制 度 の 現 況

補助金交付の状況

(各年度決算による)

年 度	2	3	4	5	6
金 額 (円)	201,547,500	51,723,400	0	0	0

(3) 特別保育事業に対する補助
交付の対象事業

- ① 延長保育事業
- ② 一時預かり事業
- ③ 病児保育事業

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市特別保育事業補助金交付要項

制 度 の 現 況

補助金交付の状況

(各年度決算による)

年 度	2	3	4	5	6
金 額 (円)	95,697,084	100,866,472	99,742,511	105,580,707	118,724,879

(4) 障害児保育事業に対する補助

障害児の受け入れに係る加配保育職員配置に要する経費に対する補助金

根 拠 法 令 等

◇ 宇治市障害児保育事業補助金交付要綱（昭和 59 年宇治市告示第 153 号）

制 度 の 現 況

補助金交付の状況

(各年度決算による)

年 度	2	3	4	5	6
金 額 (円)	78,033,440	66,469,830	78,336,000	85,768,190	109,163,641

区 分	3 特別保育対策	所管係	各保育所（園）
(1) 延長（長時間）保育 制 度 の 概 要 京都市内や大阪を通勤圏とする共働き家庭の需要に合わせて、昭和 42 年 7 月から公・民全保育所で長時間保育（午前 7 時 30 分から午後 6 時まで）を実施した。昭和 44 年 9 月には公立の木幡保育所で延長保育（午後 6 時までの保育時間を午後 7 時まで 1 時間延長）を実施し、平成 17 年 4 月からはその他の公立保育所で開所時間の延長（午後 6 時までの保育時間を午後 6 時 30 分まで 30 分間延長）を実施した。また、令和 6 年度末現在、全民間保育所・認定こども園で延長保育を実施しており、特に平成 15 年 6 月に開所したみんなのき Hana 保育園では夜間の保育ニーズにも対応するため、午後 10 時までの延長保育を実施している。 根 拠 法 令 等 ◇ 延長保育事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 10 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知） (2) 乳児保育・産休明け保育 制 度 の 概 要 昭和 37 年 5 月から、生後 6 か月以上の乳児保育を実施した。現在は、生後 5 か月以上の乳児保育を公・民全保育所等で実施している。また、生後 2 か月以上の産休明け保育は、昭和 51 年 4 月に公立保育所で試行開始し、令和 6 年度末現在は、公立 7、民間 10 の計 17 保育所・認定こども園で実施している。 根 拠 法 令 等 ◇ 宇治市保育所等運営補助金交付要綱（昭和 47 年宇治市告示第 18 号） (3) 障害児保育 制 度 の 概 要 保育を必要とする障害児で、保育所等で行う集団保育が可能な児童については、保育所等への入所を行うものとして、昭和 44 年 4 月から取り組みを実施した。昭和 59 年 4 月からは障害児保育に係る計画及び連絡調整等に従事する障害児保育指導員（非常勤）を保育支援課に配置している。 根 拠 法 令 等 ◇ 宇治市障害児保育指導員取扱規程（昭和 59 年訓令甲第 6 号）			

(4) 一時預かり

制 度 の 概 要

保育所等に入所していない就学前児童で、保護者の傷病、入院、看護等により一時的に家庭での保育が困難になる場合や、保護者の就労等により断続的に家庭での保育が困難な場合に、必要な期間、保育を提供する一般型を、平成 4 年 4 月から実施している。加えて、認定こども園等の 1 号認定児が、教育標準時間を超えて保育を受ける場合に、専任の職員を配置して対応する幼稚園型を、平成 29 年 4 月から実施している。

令和 6 年度末現在は 15 か所の民間保育所・認定こども園で実施している。

根 拠 法 令 等

- ◇ 一時預かり事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 11 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

(5) 病児保育

制 度 の 概 要

保育所等に入所中の児童が保育中に体調不良となり、保護者が勤務等で直ちに迎えに来られない場合、保護者が迎えに来るまでの間、保育所等において当日の緊急的な対応を図る事業で、平成 19 年度から実施している。令和 6 年度末現在は 10 か所の民間認定こども園で実施している。

根 拠 法 令 等

- ◇ 病児保育事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日雇児発 0717 第 12 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

区 分

4 保育相談

所管係

管理係

制 度 の 概 要

児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、地域住民に対して、乳児・幼児等の保育に関する相談等に応じる。

根 拠 法 令 等

- ◇ 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）
- ◇ 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）